

Ⅲ

なぜ現在まで同和問題（部落差別）が残っているのですか？

同和問題（部落差別）は、なぜ現在においても解決していないのでしょうか。主な原因と思われるものをあげてみます。

1 解放令により差別呼称は廃止されたが、戸籍の中に新たな差別呼称が記載されていたこと



明治4（1871）年に政府が公布した「解放令」は、被差別身分の人々に対する差別呼称を廃止しましたが、それは身分と職業が平民と同様に扱われることを明らかにしたにすぎませんでした。

そして、明治5（1872）年、兵役と納税の制度確立のためにつくられた全国的な戸籍「壬申戸籍」には、特定の人々を新たな差別呼称で記載するところがあり、自由に閲覧することができました。そのため、社会の中に強い差別意識を残すことにつながっただけでなく、身元調査等を通して就職や結婚などの際に利用され、人々の生活向上や自己実現の機会を奪うことにもなり、差別を助長することになりました。

※ この壬申戸籍は、差別を助長する内容を記載しているとの理由により、昭和43（1968）年に国が閲覧禁止を通達しており、現在は非公開となっています。

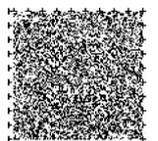
2 同和問題（部落差別）解決のための本格的な取組みが長い間実施されなかったこと



（1）厳しい差別と貧困によって苦しむ人々の生活を高めるための具体的な施策がなされなかった

前述のとおり、明治政府により「解放令」が出された後も、社会には様々な差別が存在していました。それまで被差別身分の人々の専業とされていた皮革生産等に、大資本の企業等が進出し経営を圧迫したことや、被差別身分の人々が担ってきた治安維持などの社会的役割を失ってしまったことなどにより、以前にも増して経済的に苦しい生活を強いられる状況も出てきました。

しかし、政府がこれらの人々の生活を高め、差別をなくすための具体的な政策を行わなかったため、人々はその後も長期にわたって、厳しい差別と貧困により、社会的地位の向上を阻まれることになり、そのことが、また新たな差別と貧困を



生み出すという悪循環につながりました。

（２）同和問題（部落差別）に関する正しい理解を促す施策が実施されず、予断・偏見が解消されなかった

私たちは本能的に「死」をおそれますが、その「おそれ」という感情が、「ケガレ」という意識を生みだし、この意識構造が、偏見を形づくったり科学的根拠のない迷信を受け入れたりする土壌となり、差別意識の形成や温存にも関わってきた面があります。

封建社会が確立されていく過程の中で、支配する立場にあった者は、当時の社会にあった偏見や「ケガレ意識」等の人々の誤った意識を利用し、死んだ牛馬の処理、皮革生産、警備や罪人の逮捕、死刑の執行等に携わっていた人々等を被差別身分として位置付けました。

一定のエリアが被差別地域とされたのは、身分制度の固定を確実にするために、幕府や藩により、居住地域を定められたり、限定されたりしたからにすぎません。

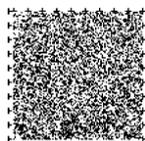
幕藩体制において被差別身分とされた人々は、農業を営んで年貢を納めたり、優れた技術で人々の生活に必要な用具を作ったり、治安を担ったりして社会を支え、古くから伝わる芸能を盛んにし、文化にも大きな影響を与えてきました。身分制度により厳しく差別されていたことは事実ですが、人々は社会の中で大切な役割や産業、文化などを担い、社会に貢献してきたのです。

 **もう一步先へ** P.30 2 芸能や文化との関わり

しかし、「解放令」以降は、それまでは被差別部落の専業であった産業に企業が参入して経営を圧迫したり、警備や治安を担う役割が制度として無くなってしまったりするようになり、次第に社会とのつながりが断ち切られてしまいました。

その結果として、被差別部落やそこに生活する人々に対する、誤った認識や予断・偏見を受け入れやすい社会ができあがり、これを解消する取組みがなされなかったために、身分制度が無くなったにもかかわらず、厳しい差別が残ったと考えられます。

※ これらの問題に対しては、第Ⅱ章の3に記載しているように、その後、様々な取組みが行われ、差別を助長していた生活環境の改善は図られましたが、「心理的差別」の面では依然として課題が残されており、引き続き、人権教育・啓発の取組みを進めていく必要があります。これらの取組みの詳しい内容については次の章をご覧ください。



 **もう一步先へ** P.35 8 日常生活の中にある差別につながる意識や態度